

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0602)

第2回 栃木地方最低賃金審議会

令和6年7月31日 公開

開催日時	令和6年7月31日(水)	13時30分～14時20分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 2 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について 3 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和6年度第2回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員、和田委員が欠席。 委員15名中13名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果10名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。 また、報道機関の取材はないことを報告。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、杉田会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
-----	--

杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。 傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようお願いいたします。</p> <p>審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは最初に、議題（１）の「関係労使からの意見聴取について」ですが、7月5日に開催した第1回審議会において、「関係労使からの意見聴取」を第2回審議会の場で行うこと、発表時間は一人5分とし、意見聴取にかける時間は全体で10分程度とすることが決議されております。</p> <p>その後、意見書の提出を求める旨の公告を行った結果、7件の意見書が提出され、このうち、5名の方々から、この審議会での意見を述べたい旨の申し出がありました。</p> <p>第1回審議会の決議からしますとこの場で意見発表を行うのは2名の方からということになり、それを超えた場合は準備等の関係で会長一任とされておりましたので、今回は、「宇都宮市民ユニオンの星様」と「全日本建設交運一般労働組合栃木県本部の石井様」のお二人より、御意見の発表をしていただくことといたしました。</p> <p>お二人から意見発表に先立ち事務局から説明事項がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>意見聴取の公示後に提出されました御意見等につきましては、本日の資料のNo.1-1～1-7、1ページから65ページに編綴しております。</p> <p>また、発表者の方々へのお願いですが、発表にかかる持ち時間はおひとり5分となっておりますので、時間内での発表に御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、5分を経過した場合は、その時点でベルを1回鳴らしますが、「即おやめください」という意味ではなく、あくまでも5分経過したことをお知らせするためのものであり、そのまま発表を続けていただいて結構ですが、説明につきましてはポイントを絞り簡潔にお願いいたします。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>
杉田会長	<p>それでは最初に、「宇都宮市民ユニオン」の星様より意見発表を行っていただきたいと思っております。</p> <p>事務局は、案内してください。</p>
事務局	<p>— 発表者を意見発表席に案内 —</p>
杉田会長	<p>発表要旨については、お手元の資料の1ページ、資料No.1-1にありますので、皆様方はこれを御覧になりながら御傾聴ください。</p> <p>それでは、星様、御発表をお願いいたします。</p>

<p>発表者 A</p>	<p>宇都宮市民ユニオンの星です、意見陳述を行います。</p> <p>私は今年 63 歳になりました。これまでの働き方は、23 歳で民間会社に勤務、26 歳で郵便局の非常勤職員として 33 年間配達業務を行ってきました。59 歳で民間の会社に移り、2023 年 7 月より現在の会社でパートタイム従業員として勤務しています。</p> <p>再雇用ということで、賃金は、「最低賃金が上がらなければ時給額は上がらない。昇給しない。」という労働契約になっています。</p> <p>こうした労働契約は、多くの零細企業で採用され、「最低賃金より時間給が上であれば、昇給が何年もないのが当たり前」、「後から入ってきた人と同じ賃金で働くことになった。」ということをして、これまでの労働相談からも知ることができました。</p> <p>労使による交渉によって賃金が決まる組織された労働者より、はるかに多くの労働者が地域で働いています。規模の小さな会社で働く労働者は、正規・非正規を問わず、最低賃金周辺の賃金で働いています。ある統計によると、全労働者の 10%~15%が最低賃金の 1.1 倍程度の賃金で働く層に所属していると言われています。</p> <p>その意味において賃金の決定が、「公・労・使」の三者により公開の場で決定されることは、地域労働者の暮らしを守るための必要不可欠な場であると認識しています。</p> <p>去年 7 月の入社当時、時間給は 950 円でした。</p> <p>10 月の最低賃金の改定で、栃木県最低賃金が 954 円になったことにより、時間給が最低賃金を下回ることになり、1,000 円に引き上げられました。また、今年 4 月には、人材確保のために 100 円アップし 1,100 円となっています。</p> <p>ある意味、良心的な会社といえます。しかし、短時間のパート勤務のため生活を維持するには、年金の繰り上げ受給をすることで現役時代の 60%程度の収入を得ています。</p> <p>今年の最低賃金の改定の目安は、50 円程度と言われています。栃木県の最低賃金も 1,000 円程度になることが想定されています。同程度の最低賃金の改定が実施されるなら、私の場合 1,100 円を超えて時間給がアップするのは 2 年先になる予定です。賃金表がない会社で働く労働者にとって最低賃金のアップは定期昇給であり、毎年一定水準以上の引き上げが必要ではないでしょうか。</p> <p>物価の上昇が賃金の上昇を超えて推移しています。</p> <p>実質賃金は、2024 年 5 月現在、26 か月連続マイナスになっていることが、政府の調査で明らかとなっています。少なくとも、物価上昇と同程度以上の最低賃金の引き上げが必要ではないでしょうか。全国一律 1,500 円の最低賃金を達成するためにも、目安以上の最低賃金の引き上げが必要だと訴えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>杉田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

各代表委員	<p>ただ今の意見発表について、御質問等がありますか。</p> <p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>御質問などがなかったら、「宇都宮市民ユニオン」の星様の意見発表を終了といたします。</p> <p>続きまして、「全日本建設交運一般労働組合」の石井様から、意見発表を行っていただきたいと思います。</p> <p>事務局は案内してください。</p>
事務局	<p>— 発表者を意見発表席に案内 —</p>
杉田会長	<p>ただ今より、「全日本建設交運一般労働組合」の石井様から、意見を発表していただきます。</p> <p>発言要旨については、お手元の資料の 59 ページ、資料No.1-5 にありますので、皆様はこれを御覧になりながら、御傾聴ください。</p> <p>それでは、石井様、発表をお願いします。</p>
発表者B	<p>私は、全日本建設交運一般労働組合栃木県本部書記長の石井と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>すでに資料で意見書の方は御覧いただいていると思いますが、補強する立場で陳述させていただきます。</p> <p>今月 26 日、全日本建設交運一般労働組合栃木県本部が栃木地方最低賃金審議会へ提出しました「2024 年度栃木県最低賃金改正審議に向けた意見書」を補強する立場で意見陳述を行います。</p> <p>はじめに、労働者を取り巻く労働環境を説明するため、厚生労働省が行う毎月勤労統計調査令和 6 年 5 月分結果確報のデータの中から取り上げたいと思います。「実質賃金指数」というのがあります。資料の中でも説明がありますが、事業所規模 5 人以上と事業所規模 30 人以上に分けて現金給与総額の指数が表示されています。令和 2 年平均を 100 とした場合、令和 6 年 5 月の指数は前者で 85.3%、後者で 83.6%となっております。実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数で除して算出しておりますが、結果が示すとおり、実態としては、賃下げの状況にあることは明白の事実であります。</p> <p>また、この調査対象に常用雇用指数も集計されています。令和 2 年平均を 100 とした場合、令和 6 年 5 月の指数は、一般労働者、パートタイム労働者、事業規模 30 人以上で集計されていますが、いずれも順に 105.0%、102.9%、101.9%となっております。単純には申し上げられませんが、非正規雇用で働く労働者の中には、低賃金のためダブルワークをしている労働者も散見されます。その結果として、相対的に指数が増えているように分析できるのではないのでしょうか。</p>

次に、中小企業4団体の日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会联合会、全国中小企業団体中央会は、今年4月18日に「最低賃金に関する要望」を公表しました。

この中で、同団体は政府に対して6つの点で要望しております。第1項では最賃決定の「法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を」としています。しかし、既に地域間格差がある中で、このようなデータを用いて審議決定されては格差が固定化されてしまいます。これでは雇用の定着どころか雇用の流出が加速し、人手不足は解消されません。そういう意味では、全国一律最低賃金制度が実現すれば、人件費は全国共通となり人件費の問題は解消され、健全な経営をもって利益を生み出していけるのではないのでしょうか。

しかし、第3項では、公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底を国に要望しています。これについては、経営環境の改善向上が出来る有効な手段だと思いません。公正取引委員会による商取引の実態を調査し、買い叩きなどがないよう実効ある監視を強めてほしいと思います。

これについては、岸田首相も「賃上げのための9つの方策」の中で、「労務費」などの価格転嫁を政府として協力にバックアップすると示しています。

第4項では、いわゆる「年収の壁」の問題について、国民の多くが誤解を招くような報道等を受けて労働時間の調整などが人手不足の原因の一つになっていると指摘されています。

同様に政府は労働者の所得税・住民税の定額減税で可処分所得を支えし、非正規雇用労働者の正規化を後押しするとも示しています。

労働者の視点で申せば、2024問題の残業規制の中でも確実に手取り賃金が増えて、非正規雇用から正規雇用へとつながれば、人手不足の解消や生産力の向上など経営環境を取り巻く「負の問題」が少しずつでも改善できると期待することができます。

賃上げと経営環境改善をパッケージすることで労使お互いがウィンウィンの関係になり地域経済の活性化につながります。

最後に、私たちの上部団体である栃木県労働組合総連合が、今年、栃木県および県内全ての自治体の議会へ「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を行いました。その結果、塩谷町議会定例会において、「採択」決定されました。この意義は非常に大きいと考えます。

本審議会が、近隣の地方最低賃金審議会の動向を注視したりするのではなく、国際社会の中で日本の異常な最賃水準をどうしたら上げられるのかという建設的な議論が必要です。

政府が掲げる政策のもと、持続的で構造的な賃上げを実現しつつ、審議会委員の皆様におかれましては、「競争力のある日本経済の再生と内需拡大による景気回復で、国民生活を貧困から脱却するためには、大幅な賃上げが必要不可欠だとする答申を出すべきではないか」

	<p>とする一致点で、審議を展開して頂きたいと強く願います。</p> <p>以上、意見書を補強する立場で、全日本建設交運一般労働組合としての意見陳述とさせていただきます。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の意見発表について、御質問等はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田委員	<p>御質問などがなかったら、「全日本建設交運一般労働組合」の石井様の意見発表を終了といたします。</p>
杉田会長	<p>第1回審議会において決議された最低賃金法第25条5項及び第6項に基づく関係労使からの意見聴取につきましては、以上となります。</p> <p>今後の審議会・専門部会においては、このような御意見も十分に踏まえながら、審議に反映させていきたいと思っておりますので、公労使の代表委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
杉田会長	<p>続きまして議題（2）に進みます。</p> <p>議題（2）は、「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、中央最低賃金審議会において、令和6年7月25日に引上げ額の目安に関する答申がなされておりますので、中央最低賃金審議会から示された今年度の目安額等について、事務局からの伝達・説明をお願いいたします。</p> <p>また、この目安の内容等につきまして、中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会に向けたメッセージ動画が用意されております。</p> <p>事務局説明後、皆様にはこの動画も御視聴いただきますので、事務局は準備をお願いいたします。</p>
事務局	<p>— 目安に関する答申の内容等を説明 —</p>
各委員	<p>— 中央最低賃金審議会会長からの伝達動画視聴 —</p> <p>【令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和6年7月25日）を踏まえた会長メッセージ】</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。</p> <p>今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。</p>

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにという事で考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年につき2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思っております。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思っております。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたい

と思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思えます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思えます。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度

で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50円・4.6%、Bランク 50円・5.2%、Cランク 50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮し

て検討されたものであることにも配意いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたく思っております。

	<p>以上、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
杉田会長	<p>ただ今の、事務局の説明と中央最低賃金審議会長の動画の内容につきまして、何か質問・御意見等はございますか。</p>
各労使委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問がないようであれば、本日提出されております資料につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 資料説明 —</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。 ただ今の事務局からの説明について、質問等はございますか。</p>
各労使委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特にはございませんか。 こちらはかなり膨大な資料となっておりますので、今この場でなくても必要に応じて質問等をいただければと思いますのでよろしくお願ひします。 それでは、議題（３）に進みます。 議題（３）の「その他」ですが、まずは今後の日程等について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>例年、10月1日改正発効を目指し、集中審議をお願いしているところですが、本年度は官報公示の期限の関係上、8月5日（月）午後4時から第3回栃木地方最低賃金審議会を開催し、そこで答申をいただく予定としております。 また、異議審となる第4回栃木地方最低賃金審議会については、8月21日（水）午前10時00分からを予定しております。 以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
杉田会長	<p>ただ今事務局から説明のあった日程は、改定発効日を例年どおりの10月1日とした場合のスケジュールになります。 私ども審議会としても例年どおりのスケジュールで審議を進めていきたいとは思いますが、一方でこの改定発効日に囚われて十分な審議が尽くせないということも問題と考えます。 今後の審議次第ということになりますが、まずは例年どおりの10月1日改定発効を目指し、この後の専門部会をスタートさせたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。 他に何か質問等はございますか。</p>

各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>特に無いようであれば、最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田会長	<p>それでは、労働者代表鈴木徹也委員、使用者代表鈴木健治委員にお願いいたします。</p> <p>以上で、第2回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。</p> <p>これをもちまして、閉会といたします。</p>